

【中小企業投資促進税制】



1、制度の内容

青色申告書を提出する中小企業者等が、平成 10 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間に、**新品の機械装置など**を取得して指定事業の用に供した場合に、取得価額の 30% の特別償却または、取得価額の 7% 相当額の税額控除（特定中小企業者等に限る）ができる。

※特定中小企業者等とは、中小企業者のうち資本金の額もしくは、出資金の額が 3,000 万円以下の法人等をいう。

※税額控除限度額は法人税額の 20%、超過額は 1 年繰越が可能

2、適用対象資産

機械装置→単品で 160 万円以上のもの

測定工具及び検査工具→単品 120 万円以上か、複数合計 120 万以上
(単品で 30 万以上)

一定のソフトウェア→単品 70 万以上か、複数合計 70 万以上

普通貨物自動車→車両総重量 3, 5 トン以上

内航船舶→対象は取得価額の 75%

注) 電子計算機や測定機器等の器具備品は平成 29 年税制改正により
対象外となりました。※デジタル複合機も対象外

【商業等活性化税制】



1、 制度の内容

青色申告書を提出する中小企業者等が、平成25年4月1日から平成31年3月31日までの期間内に、「経営革新等支援機関」による経営改善に関する指導及び助言に基づいて、経営改善の為に器具備品ならびに建物付属設備を取得し、事業の用に供した時に取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除（特定中小企業者等に限る）ができる。

※税額控除限度額は法人税額の20%、超過額は1年繰越が可能

2、 対象資産

器具備品・・・1台30万円以上のもの

建物付属設備・・・1あたり60万円以上のもの

3、 経営改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする

書類の記載事項

- ① 認定経営革新等支援機関の氏名または名称、住所（所在地）
- ② 法人（個人）の名称、納税地、代表者氏名
- ③ 指導及び助言を行った年月日、指導及び助言の内容
- ④ 取得した資産の明細
- ⑤ その他参考となるべき事項

※中小企業庁HPに記入例あり

【中小企業経営強化税制】

1、 制度の内容

中小企業等投資促進税制の上乗せ措置が平成29年3月31日の適用期限をもって終了しました。

平成29年税制改正により中小企業経営強化税制として改組され、
全ての器具備品、建物付属設備を対象とするものとされました。

特定経営力向上設備等に該当する設備を取得し、指定事業の用に供した場合、取得価額までの特別償却（即時償却）または、取得価額の**10%**相当額の税額控除（特定中小企業者等以外は7%）ができる。

※税額控除限度額は法人税額の20%、超過額は1年繰越が可能

2、 適用対象資産

① 生産性向上設備（A類型）

機械装置・販売開始時期10年以内
工具（測定工具・検査工具）・5年以内
器具備品・6年以内
建物付属設備・14年以内
ソフトウェア・5年以内販売で生産性向上要件は不要

旧モデル比で、平均
1%以上生産性向上

② 収益力強化設備（B類型）

上記の資産で、年平均5%以上の投資利益率が見込まれるものであることにつき、経済産業大臣の確認を受け、投資計画に記載されたもの。

取得価額について・機械装置は1台あたり160万円以上
工具・器具備品は1台あたり30万以上
建物付属設備は1あたり60万以上
ソフトウェアは1あたり70万以上

注1) 医療保険業事業者が取得する医療機器は除外される。建物付属設備も医療保険事業者が取得する者は除外となる。

※医療機器に関しては、別で特別償却の税制があります。

注2) ソフトウェアに関しては、「情報サービス産業協会」を検索すると対象リストが見られます。

【機械装置を取得した場合の固定資産税の軽減措置】

1. 制度の内容

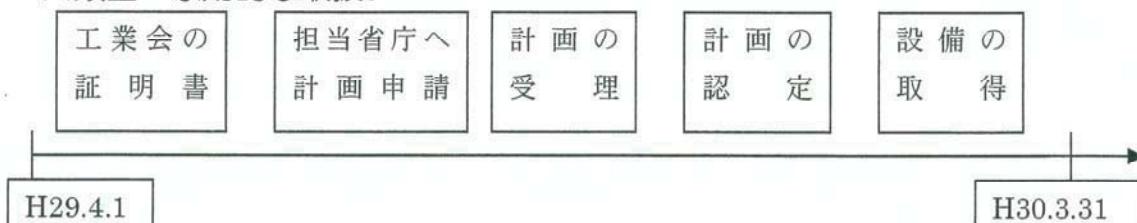
平成28年7月1日から平成31年3月31日までに認定経営力向上計画に基づいて取得した経営力向上設備等に該当する機械装置等に係る固定資産税について、最初の3年間の固定資産税が $1/2$ に軽減される。

注) 12月末までに計画認定が受けられないと減税期間が2年となってしまう。

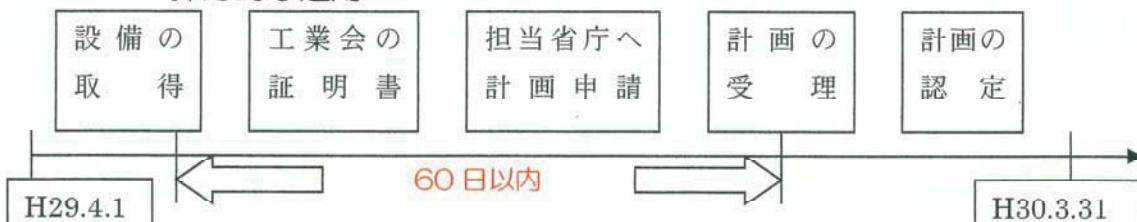


◎手続きの流れ

A類型 原則的な取扱い



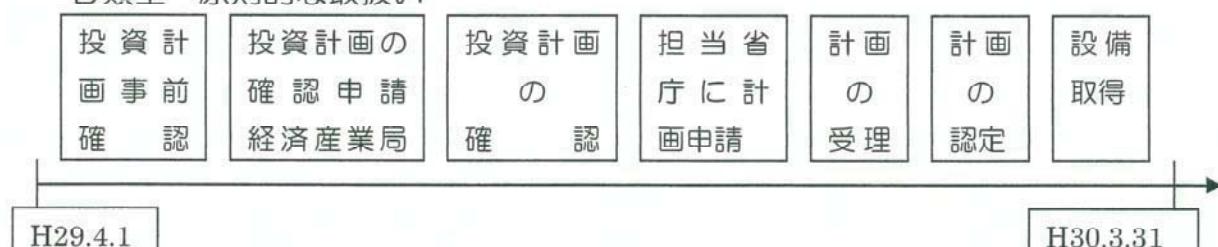
弾力的な運用



注1) 計画の認定と設備取得が前後した場合、設備の取得から計画の受理までが60日以内であり、計画認定が同一事業年度内！！

注2) 固定資産税の減税の適用も3年間受ける場合は、12月末までに認定をうけなければならない！！

B類型 原則的な取扱い



※投資計画の事前確認は税理士又は、公認会計士に依頼。

計画申請においては経営革新等支援機関のサポートを受けることが出来る。

弾力的な運用



注意点はA類型と同じであるが、経済産業局の確認が出るまでに約30日はかかりますので、設備取得の2ヶ月以上前から準備する必要があります。